

令和元年5月30日

新潟市議会議長 佐藤豊美様

会派名 新市民クラブ

議員名 伊藤健太郎



平成31年度政務活動費収支報告書

新潟市議会政務活動費の交付に関する条例第9条に基づき、平成31年度政務活動費収支報告書を提出します。

1 収入 (単位 円)

	金額	備考
政務活動費	120,000	@120,000×1月

2 支出 (単位 円)

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費	59,962	別紙のとおり
事務所費	42,873	別紙のとおり
合計	102,835	

3 残額 17,165円



## 支出伝票一覧表

会 派 名	新市民クラブ		議 員 名	伊藤健太郎	
支出年度	平成31年度	支出項目	人件費	No.1	
整理番号	支出年月日	支出内容		支出金額 (円)	備考
1	R元. 5. 21	事務員給与 (5月支給分)		59,962	政務活動補助
合計				59,962	

# 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input checked="" type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月1日 から 平成31年4月30日		
支出年月日	令和元年5月21日		
支 出 金 額	59,962 円		
支 出 先	XXXXXXXXXX		
使 途 内 容	事務員給与(5月支給分)		
備 考	政務活動補助 $119,925 \text{ 円} \times 1/2 = 59,962 \text{ 円}$		
領収書貼付欄	(人件費)		

## 領 収 証

伊藤 健太郎

様

No. \_\_\_\_\_

★

¥ 119,925

但

令和元年5月支給分 給与として

R1年5月21日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

取 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

政務活動費 (人件費) 勤務実績表 (平成31年 4月分)

会 派 名		新市民クラブ		議 員 名	伊藤 健太郎
政務活動補助 職員氏名		[REDACTED]			
政務活動従事割合 (B) / (A)				72 / 108 (66%)	
日	曜日	総従事時間 (A)	内, 政務活動 従事時間 (B)	政務活動従事内容	
1	月	0	0		
2	火	0	0		
3	水	0	0		
4	木	0	0		
5	金	0	0		
6	土	0	0		
7	日	0	0		
8	月	8:00	5:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
9	火	7:00	4:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
10	水	7:00	4:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
11	木	7:30	5:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
12	金	7:00	4:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
13	土	0	0		
14	日	9:30	6:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
15	月	5:00	3:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
16	火	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
17	水	6:30	4:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
18	木	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
19	金	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
20	土	0	0		
21	日	0	0		
22	月	9:00	6:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
23	火	6:30	4:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
24	水	5:30	3:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
25	木	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
26	金	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集	
27	土	0	0		
28	日	0	0		
29	月	0	0		
30	火	0	0		
31					
計		108:30	72:20		



## 支出伝票一覧表

会派名	新市民クラブ		議員名	伊藤健太郎
支出年度	平成31年度	支出項目	事務所費	NO. 1
整理番号	支出年月日	支出内容	支出金額(円)	備考
1	H31. 4. 1	事務所借上料	24,958	4月分家賃 65108円×23/30=49916円
2	H31. 4. 26	複合機リース料	6,251	4月利用分 16308円×23/30=12502円
3	R元. 5. 22	事務所電話料	3,422	4月利用分 (8939- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> )×23/30=6845円
4	R元. 5. 28	電気料金	1,531	4月利用分 8884円×10/29=3063円
5	R元. 5. 28	複合機カウンター代	2,447	4月利用分 6384円×23/30=4894円
6	R元. 5. 28	備品レンタル代	4,264	4月利用分 11124円×23/30=8528円
		小 計	42,873	
		合 計	42,873	

# 支出伝票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	/
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月30日		
支出年月日	平成31年4月1日		
支 出 金 額	24,958 円		
支 出 先	XXXXXXXXXX		
使 途 内 容	事務所借上料		
備 考	4月分家賃 65108円 × 23/30 = 49916円 49,916 円 × 1/2 = 24,958 円		

領収書貼付欄 (事務所費)

お取引明細票

お取引日	取引店	号数	IB	銀行番号	口座	口座番号	通番	お取引内容
31-03-26	269	28	N				347	振 込
						お取引金額	振込手数料	お取引後元帳残高
						¥65,000	¥108	
ご案内 * お振込明細 * 0E0347 お振込先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 16:25 ご依頼人 イトウケンタロウ 様 TEL <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> おつり ¥5,002								

印紙税申告前  
 付につき新潟  
 税務番号認識済

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
備考欄には按分率等を記入してください。

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と、借主 伊藤健太郎(以下「乙」という)と、連帯保証人 [REDACTED] (以下「丙」という)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した

**頭書(1) 目的物件の表示**

建 物	名 称	弁天橋通3丁目 遠山貸店舗		
	所 在 地	(住居表示) 新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9 (登記簿)		
物	構 造	木造 瓦葺 平屋階 1棟	間取り	床面積49.68㎡(約15坪)
	種 類	店舗事務所	築年月	1992年 9月(平成4年)

**頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)**

地方議員事務所
---------

**頭書(3) 契約期間**

平成30年 3月 1日 から 平成33年 2月 末日まで (3年間)		
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">目的物件の鍵の引渡し時期</td> <td style="border: none;">平成30年 3月 1日</td> </tr> </table>	目的物件の鍵の引渡し時期	平成30年 3月 1日
目的物件の鍵の引渡し時期	平成30年 3月 1日	

**頭書(4) 賃料等**

賃 料	月額 65,000円 (内消費税等 込 円)	管理・ 共益費		保険料	
敷 金		札 金		他	
駐車場		付属 施設料		町内費	
その他の条件等		※テナント保険は入居使用中は継続加入してください。			
貸与する鍵	場所 鍵No. 本数			合計	[REDACTED] 本
鍵について		乙の都合で鍵を交換した場合は、非常時に備え、甲へ1本預けてください			
賃料等の支払時期		賃料前払い(翌月分を毎月末日まで)			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	口座名義人: <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> お振込み金額: 毎月65,000円 ※お振込み手数料は乙の負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			



頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (連帯保証人)	(氏名)		
	(自宅)		(電話)
	(勤務先) TEL		(会社名)
	(携帯) TEL		

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名		
	住所		TEL

管理者	・(※貸主の自主管理)		
連絡先		TEL	
賃貸住宅管理者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
仲介担当者	有限会社 風間不動産 氏名 風間 貴子 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 (1) 038989号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	住所	
		氏名	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社	
		上記事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

本書契約期間満了後は自動更新とする。 更新料はありません
------------------------------

頭書(9) 特約事項

(1) 乙の都合にて、契約開始日から本書記載の契約期間未満了での中途解約する場合は違約金が発生し、敷金1ヶ月分は甲より返還されません。 (2) 駐車場は当物件出入り口前の2台分です。屋根の掛かった隣の駐車場には駐車しないようお願い致します。また小学校前につき、お車の出入りには十分ご注意願います。尚、冬期間の除雪は乙の負担と致します。 (3) ご契約中はテナント保険(什器備品持込家財+借家人賠償特約付保険)に継続加入をお願いいたします。 (4) 乙は契約期間中に於いて公共料金はじめ、蛍光灯、電池等の消耗品の交換、空調及び換気扇のフィルター、吹出口・排気口の清掃、流しの排水口等の清掃等、その他の諸雑費等のご負担をお願い致します。 (5) 契約中の建物管理不十分によるカビ、結露、煙草のヤニ等で、壁クロス、床、付属設備等に汚れが生じた場合はご退去時に修繕費用が発生致します。特にお煙草のヤニ汚れはクリーニングでは落ちません。クロス貼替等においては多額の費用が掛かる恐れがありますのでご注意下さい。 (6) ご退室時には当事務所の清掃費用、汚損、破損個所の修繕費用を敷金より清算させていただきます。 (7) ご退居時には公共料金の精算をお忘れなく、また、郵便局への転送届もお願致します。
---

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙、連帯保証人が記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

平成 30年 3月 / 日

貸主 (甲)	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		[REDACTED]
借主 (乙)	氏名	伊藤 健太郎	TEL	[REDACTED]
	住所	新潟市中央区姥ヶ山5-13-26 ハーベストA103		
連帯保証人 (丙)	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		[REDACTED]

※印 連帯保証人の捺印は実印とする

		A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	新潟市中央区山二ツ5-6-11 TEL 025-286-4512		主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社 風間不動産		商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 風間一枝		代表者の氏名	㊟
	免許証番号	新潟県知事(5)第3999号		免許証番号	大臣( )第 号 知事
	免許年月日	平成 25年 5月 3日		免許年月日	平成 年 月 日
宅地建物取引士	氏名	風間 彰謙		氏名	㊟
	登録番号	(新潟) 第8065号		登録番号	( ) 第 号
	業務に従事する事務所名	有限会社 風間不動産		業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	新潟市中央区山二ツ5-6-11 電話 025-286-4512		事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

事業用貸借契約書(事務所)3/8 '15.03

# 連 帯 保 証 人 引 受 承 諾 書

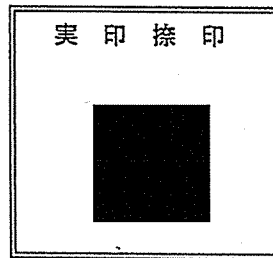
貸主 XXXXXXXXXX 様

賃貸借物件の表示 新潟市中央区弁天橋通3丁目6-9  
 物件の名称 弁天橋通3丁目貸店舗

私は上記賃貸借契約に基づき、借主 伊藤 健太郎 が本契約において負担する一切の債務につき、連帯保証人としてその責めを負うことを確約いたします。

また、貸主が賃料を滞納した場合や契約違反により物件の明け渡し請求を受けた場合等、借主に代わって債務の支払いを私が保証するものとし、尚、物件内に残留荷物があある場合はその荷物を一切引き取り、付随する費用を負担する事を約束します。

ここに連帯保証人の引き受けを承諾すると共に、  
 私の実印を捺印し、  
 その証として印鑑証明書を1通差し入れます。



## 連帯保証人の詳細記入欄

氏 名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			(性別 : <span style="background-color: black; color: black;">XXXX</span> )
現住所				生年月日 <span style="background-color: black; color: black;">XXXX/XX/XX</span>
住居形態	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			自宅 TEL <span style="background-color: black; color: black;">XXXX-XXXX-XXXX</span>
借主との関係				携帯 TEL <span style="background-color: black; color: black;">XXXX-XXXX-XXXX</span>
勤務先名称	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			住居年数 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 年
勤務先住所				勤務先 TEL <span style="background-color: black; color: black;">XXXX-XXXX-XXXX</span>
業務について	業種 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	役職 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	勤続年数 <span style="background-color: black; color: black;">XX</span> 年	
緊急連絡先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			

本書記入日 平成 30年 2月 28日

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という)及び借主(以下「乙」という)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
  - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
  - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示
- 9 借主は、次の行為をしてはならない。
- ・ 覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグの使用者又は所持する者の出入り
  - ・ 覚醒剤や大麻、コカイン等の違法薬物又は危険ドラッグの製造並びに販売
- 上記2項のいずれかに該当した場合、貸主は催告のうえ賃貸借契約を解除できるものとする。

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 甲は本物件建物の主要構造部分について修繕を行い、乙は部分的な小修理を費用を負担して自ら行うものとする。
- 乙が負担すべき小修理の例
- ① 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
  - ② WCや給湯室の水漏れやその他費用が軽微な修繕

- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき  
(1ヶ月分を遅延し、請求後も更に未入金にて2ヶ月分が滞納となったとき)
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭番(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して2ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から2ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して2ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 乙は本契約終了時による明渡しに際し、明渡料を請求せず、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件を賃貸借成立時の原状に復した上で甲に完全に明け渡すものとする。  
尚、本物件の本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復しなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。  
ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
  - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
  - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は實力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。
  - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には次の各号の定めによるものとする。
  - 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない。
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



事 務 所 台 帳

会派名	新市民クラブ	議員名	伊藤 健太郎
事務所名	所在地・電話番号		延べ床面積 (㎡)
伊藤けんたろう事務所	新潟市中央区弁天橋通 3 丁目 6 - 9 電話 ( 025 ) 282 - 7500		49.68 ㎡
設置年月日	平成 30 年 4 月 1 日		

政務活動費 (事務所費) 使用実績表 (平成 31 年 4 月分)

会 派 名	新市民クラブ		議 員 名	伊藤 健太郎
事 務 所 名	伊藤けんたろう事務所		事務所所在地	新潟市中央区弁天橋通 3 丁目 6-9
政務活動使用割合 (B) / (A)			72 / 108 (66%)	
日	曜日	総使用時間 (A)	内、政務活動 使用時間 (B)	政務活動使用内容
1	月	0	0	
2	火	0	0	
3	水	0	0	
4	木	0	0	
5	金	0	0	
6	土	0	0	
7	日	0	0	
8	月	8:00	5:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
9	火	7:00	4:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
10	水	7:00	4:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
11	木	7:30	5:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
12	金	7:00	4:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
13	土	0	0	
14	日	9:30	6:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
15	月	5:00	3:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
16	火	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
17	水	6:30	4:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
18	木	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
19	金	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
20	土	0	0	
21	日	0	0	
22	月	9:00	6:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
23	火	6:30	4:20	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
24	水	5:30	3:40	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
25	木	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
26	金	6:00	4:00	地域要望聞き取り、議会審議に係る情報収集
27	土	0	0	
28	日	0	0	
29	月	0	0	
30	火	0	0	
31				
計		108:30	72:20	

# 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	2
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月30日		
支出年月日	平成31年4月26日		
支出金額	6,251 円		
支出先	日通商事		
使 途 内 容	複合機リース料		
備 考	4月利用分 16308円×23/30=12502円 12,502 円 × 1/2 = 6,251 円		

領収書貼付欄

(事務所費)



お取引明細票

お取引日	31-04-26	取扱店	269	号機	28	NB	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	327	お取引内容	振 込
お取引金額	¥15,876	手数料	¥432	お取引後元帳残高										
ご案内	* お振込明細 *											0E0327		
お振込先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div> ニツクシヨウジ(カ) 様 ご依頼人 トウ ケンロウ 様 TEL025-282-7500											14:21 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             印紙税申告納付につき新潟              緑線緑線緑線           </div>		
おつり	¥2													

当店をご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお客様へ  
 ・ご利用の日および時間により当行所定の手数料(各消費税)を手数料明細票のとおりお支払いいただいております。  
 ・ただしキャッシュサービスの際は、ご利用額の決済日にお取引口座からお支払いいただきます。  
 ■印紙税納付の必要ない場合は \*印で消してあります。  
 裏面のご案内を合わせてご覧ください。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。



# リース契約書

契約番号

2015年9月1日

賃借人(以下「甲」という。)と貸貸人(以下「乙」という。)は、物件のリース(賃貸)に関し、次のとおり  
約定したのでその証として本書を2通作成し、甲乙は署(記)名捺印のうえ各その1通を保持します。

甲 (賃借人) 新潟市中央区池田東1-5-11  
アイドテック本社ビル  
住所又は所在地 伊藤けんたろ事務所  
氏名又は名称 新潟市中央区池田西5-13-26  
ハービスA103  
代 表 者 伊藤 健太郎

乙 (貸貸人)  
所 在 地 東京都港区海岸一丁目14番22号  
会 社 名 日通商事株式会社東京支店  
代 表 者 執行役員 支店長 岡本 茂

連帯保証人

住 所

氏 名

印

連帯保証人

住 所

氏 名

印



日通商事株式会社

00698

別 表

(1)	物件の売主	株式会社 日青堂					
(2)	物 件	物 件 名 ・ 仕 様 ・ 型 式				数 量	
		富士ゼロックス 製 複合機 DocuCentreIV C2263PFS				1台	
(3)	物件の引渡場所 及び使用設置場所	新潟県新潟市中央区女池東1-5-11 アイメドテック本社ビル1階 伊藤けんたろう事務所 伊藤健太郎					
(4)	リース期間	物件借受証記載の借受日より起算して 48ヶ月					
(5)	リース料	月	リース料	14,700円	総	リース料	705,600円
		額	消費税等	1,176円		消費税等	56,448円
			合計額	15,876円		合計額	762,048円
(6)	リース料の支払日 及び支払方法	回数		支払日		支払方法	
		第1回		物件借受日		振込	
		第2回以降		借受日の属する月の翌月末日から毎月		振込 [REDACTED]	
(7)	前払リース料	支払日					
		充 当					
(8)	損害保険	保険の種類	保険上の特約	保険会社	免責事項		
		動産総合保険		損保ジャパン日本興亜	ただし、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害については、担保されません。		
(9)	規定損害金	始期の基本額	705,600円				
		逓減月額	14,700円				
(10)	再リース料	年額 17,640円 (一括払い、別途消費税等を申し受けます。)					
(11)	保守先					電話番号	
(12)	特 約						

## 基本条項

### 第1条 (リース契約の趣旨)

(1)乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主(以下「売主」という。)から、甲が指定する別表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付の場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」という。)を買受けて甲にリース(賃貸)し、甲はこれを借受けます。

(2)この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

### 第2条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

### 第3条 (リース料および支払方法)

(1)物件のリース料は、別表(5)記載のとおりとします。

(2)甲は、別表(6)記載のリース料を別表(6)記載の支払日および支払方法に従い乙に支払います。

(3)別表(6)記載の支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

### 第4条 (前払リース料)

(1)甲は、本契約履行の保証として、別表(7)記載の前払リース料を第1回リース料に併せて乙に支払います。

(2)前払リース料は、リース期間の最終月から順次さかのぼる各月分のリース料とし、その支払期日の到来をもって自動的に充当されるものとし、前払リース料は無利息とします。

(3)甲が第17条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料を甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。

(4)甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることはできません。

### 第5条 (物件の引渡し)

(1)物件は、売主から別表(3)記載の引渡場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって、甲の費用負担で売主のために物件を保管します。

(2)甲は搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、取戻のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。

(3)物件の規格、仕様、品質、性能その他に瑕疵があったときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。

(4)甲が物件の引渡しを不当に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

(5)天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合および乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は一切の責任を負いません。

### 第6条 (物件の瑕疵等)

(1)物件の規格、仕様、品質、および性能その他に隠れた瑕疵があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

(2)前項の場合、甲は売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとるなどにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。

(3)第1項の隠れた瑕疵並びに錯誤があった場合において、甲が、乙に対して規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項および本項の場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。

(4)甲は、第2項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

### 第7条 (物件の使用・保管)

(1)甲は、第5条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の使用設置場所において物件を使用できます。この場合、甲は、本来の用法および諸法令に従い善良な管理者の注意をもって正常な状態に維持、管理します。

(2)甲は、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を保つように保守、点検および整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その理由のいかんを問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は何らの責任も負いません。

(3)乙は、物件の修理または点検整備期間中の代替物件の提供、およびその期間中の休業補償についてその責任を負いません。

### 第8条 (物件の所有権侵害の禁止等)

(1)甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど乙の所有権を侵害する行為をしません。

(2)甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。

- ①物件を他の不動産または動産に付着させること。
- ②物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
- ③物件を第三者に転貸すること。

④物件の占有を移転し、または別表(3)記載の使用設置場所から物件を移動すること。

⑤この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。

(3)物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。

(4)第2項において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

(5)第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

### 第9条 (物件の所有権標識)

(1)乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙からの要求があったときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。

(2)甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

### 第10条 (物件の点検)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働および保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

### 第11条 (通知・報告事項)

(1)甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知または届出ます。

- ①名称または商号を変更したとき。
- ②住所または所在地移転・代表者変更・その他本契約上の重要事項を変更したとき。
- ③第17条第1項第2号から5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

④物件につき盗難・滅失・損傷の事故が発生したとき。

⑤物件自体またはその使用もしくは保管に起因して第三者に損害を与えたとき。

⑥その他乙の権利を侵害する事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

(2)甲は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙に提出します。

### 第12条 (権利の移転等)

(1)乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。

(2)乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。

(3)乙は、この契約による権利を守り、回復するため、または第三者により異議苦情の申立てを受けたため、やむなく必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求でき、甲は乙の請求に基づきこれらの費用を乙に支払います。

### 第13条 (規定損害金)

規定損害金の額は、別表(9)記載のとおりとし、リース期間の開始月から1ヶ月間は始期の基本額とし、その後については、リース期間の開始月から1ヶ月経過することに、所定の通減月額を通減した金額とします。ただし、通減した期間に、リース料およびその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

### 第14条 (損害保険)

(1)乙は、物件に対しリース期間中継続して乙を被保険者とする別表(8)記載の損害保険契約を締結します。

(2)物件に保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙に通知するとともに、保険処理上の必要書類を遅滞なく乙に交付します。

(3)前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲および乙は次の各号の定めに従います。

①物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第7条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。

②物件が滅失し、または毀損して修理不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第15条第3項の損害賠償金の支払義務を免れます。

### 第15条 (物件の滅失・毀損)

(1)リース期間中に生じた物件の滅失・毀損等すべての危険は甲が負担します。

(2)物件が毀損したときは、甲は自己の負担で物件を原状に修復するものとします。

(3)物件が盗難または滅失し、もしくは修理不能となった場合、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。

(4)前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

### 第16条 (物件使用に起因する損害)

(1)物件自体または物件の設置、保管および使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決します。

また、甲および甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

- (2)前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- (3)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権に抵触することによって生じた損害および紛争について、乙は一切の責任を負いません。

#### 第17条 (契約違反)

- (1)甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除できます。
- ①リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
  - ②この契約の条項または乙との間のその他の契約の条項の一つにでも違反したとき。
  - ③支払いを停止したとき、または手形、小切手を不渡りにしたとき。
  - ④仮差押え、仮処分、強制執行、競売の中立もしくは諸税の滞納処分または保金差押えを受け、または再生、破産、会社更生もしくは特別清算の手続開始の申立てがあったとき。
  - ⑤事業を廃止または解散し、もしくは官公庁からの事業停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
  - ⑥経営が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - ⑦この契約またはこの契約以外の乙に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
  - ⑧第27条に違反したとき、または、第27条第1項に反する事実が判明したとき。
  - ⑨連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加しなかったとき。
- (2)前項により本契約を解除されたときは、甲の乙に対する一切の債務について甲は期限の利益を失い、別表(9)記載の規定損害金を乙に支払うとともに、直ちに物件を第20条の規定に基づき乙に返還します。
- (3)前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、甲は乙の請求により損害賠償として、別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。

#### 第18条 (遅延損害金)

甲は、第3条のリース料、前条の債務その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のための費用を立替払いした場合に立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し支払期日、または立替払いの日からその完済にいたるまで、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を乙に支払います。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

#### 第19条 (再リース)

甲は、リース期間満了後、この契約を更に1年間リースを受ける(以下「再リース」という。)か、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヶ月前までに乙に対し書面で終了の申し出をなすものとし、その申し出がない限り、この契約は別表(10)記載の再リース料をもって、その他はこの契約と同一条件で自動的に1年間再リースされるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了し、甲は第20条に従い物件を乙に返還します。この場合、甲は物件の返還日までの期間に対応する再リース料を乙に支払います。

#### 第20条 (物件の返還および清算等)

- (1)この契約がリース期間の満了、解除により終了したときは、甲は、物件の通常の損耗と第8条によって乙が認めたものを除き、直ちに物件を引渡時の状態に修復したうえで、乙の指定する場所に返還します。物件にデータ(電子的情報)が記録されている場合、甲は甲の責任と費用負担によりそのデータを消去して乙に返還するものとし、乙はこのデータ消去については、一切責任を負いません。
- (2)甲が前項の義務を履行しないときは、乙は、自らまたは乙の指定する者により物件を引揚げ、修復することが出来るものとし、この場合、甲はこれを妨害したり拒むことはできません。なお、乙は物件に記録されているデータの消去については、一切責任を負いません。
- (3)甲は物件の返還および修復に要する一切の費用を負担します。乙が物件を乙の費用で引揚げ、修復した場合には、甲は乙の請求により直ちにそれら一切の費用を乙に現金で支払います。乙は、物件の返還を受け直ちに廃棄した場合、甲に対して廃棄に要した費用相当額を請求することができるものとし、甲は、乙の請求に従い直ちに廃棄に要した費用相当額を乙に支払います。
- (4)甲は、物件の返還または引揚げの完了のときまでこの契約の各条項に継続して従うほか、乙から請求があったときは、甲は返還または引揚げの完了日までのリース料相当額の損害金を乙に支払います。なお、この損害金は月額をもって計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じた月についても1ヶ月として取扱います。
- (5)第17条第1項に基づき物件(再リースを行った物件を除く)が返還されたときは、乙は、乙の選択により物件を相当の基準に従って評価するか、または相当の価額で処分し、評価額あるいは処分額からおのおの評価または処分に要した一切の費用、および乙が相当の基準に従って評価したリース期間満了時の見込残存価額を差し引いた金額を、第17条第2項の規定損害金が支払われた場合に限り、その支払われた規定損害金を限度として、甲に返還します。ただし、他に甲の乙に対する債務がある場合には、乙は返還

金をこれに充当できるものとし、

- (6)第1項にかかわらず甲が乙の承諾を得て物件の廃棄をする場合、甲は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」ならびに関係諸法令に従って、事業者として自己の責任と費用負担により、直ちに物件を廃棄のうえ、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。

#### 第21条 (連帯保証人)

- (1)連帯保証人は、本契約上の各条項を承認のうえ、本契約上の甲が乙に対して負担する一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負います。
- (2)連帯保証人は、乙がその都合によって担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しません。
- (3)連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、甲と乙との取引継続中は、乙の同意がなければこれを行いません。
- (4)甲および乙は、連帯保証人の個人情報については本契約の目的の達成のみを使用します。

#### 第22条 (費用の負担等)

- (1)この契約の締結に関する費用、およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。
- (2)固定資産税は乙が負担します。ただし、リース期間中に固定資産税が増額された場合には、甲は、乙の請求により、直ちにその増額分をリース料とは別に乙に支払います。
- (3)消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)は甲の負担とします。別表(5)および(7)記載の消費税等の額はこの契約の成立日の税率により計算したものであり、税率が変更となった場合には、甲は変更後の税率により計算した消費税等を乙に支払います。
- (4)固定資産税および消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に課せられ、または課せられることのある公租公課は、名義人のいかにかわらず甲が負担します。
- (5)甲は、前項による諸税を乙が納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれをリース料とは別に乙に支払います。

#### 第23条 (公正証書)

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書とします。

#### 第24条 (相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

#### 第25条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序および方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

#### 第26条 (通知の効力)

この契約に基づく乙の甲または連帯保証人に対する通知等について、乙に届け出た住所等に送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第27条 (確約事項)

- (1)甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含む。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という。)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを確約します。
- (2)甲および連帯保証人は、乙に対し、次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。
  - ①自らまたは第三者を利用して、詐欺、暴力的行為または脅迫的言辭を用いるなどすること。
  - ②事実に対し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
  - ③自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為をすること。
  - ④自らまたは第三者を利用して、乙の業務を妨害し、または、妨害するおそれのある行為をすること。

#### 第28条 (戦略物資等)

物件が「外国為替および外国貿易法」に定める戦略物資等に該当する場合、甲は、当該物件を経済産業大臣の許可等を受けることなく日本国外へ輸出することが禁止されていることを了解します。

#### 第29条 (合意管轄)

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本支店を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第30条 (特約条項)

別表(12)記載の特約条項は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる合意は、ここに記載するか、別に書面で甲および乙が合意しなければ効力はないものとします。



## 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	3
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月30日		
支出年月日	令和元年5月22日		
支 出 金 額	3,422 円		
支 出 先	NTTファイナンス		
使 途 内 容	事務所電話料		
備 考	4月利用分 (8939- <span style="background-color: black; color: black;">          </span> ) × 23/30 = 6845円 6,845 円 × 1/2 = 3,422 円		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

請求書 (東日本ご利用分)



950-0923  
新潟市中央区姥ヶ山5丁目13-26

郵便区内特別

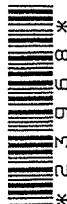
NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

ハーベシアスA-103  
伊藤 健太郎 様

発行年月日 2019年 5月19日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3330111 (無料)  
[送付先]  
〒983 仙台市宮城野区原町6丁目 日本  
-8691 郵便(特) 仙台東郵便局私書箱8号  
社用コード J20021111002 24371 23968 00 D  
61 000000 1 0 19050301D



019052101044626014



24371

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 3ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
[REDACTED]	2019年 5月ご請求分	10,019円	2019年 5月31日(金)

お 知 ら せ

[NTTファイナンスからのお知らせ]

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT東日本分ご請求額 8,939円

(合計) 10,019円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT東日本から「にねん割」をご利用のお客さまへのお知らせ \*\*\*

「フレッツ光」の料金プラン「にねん割」はご請求内訳に記載の「解約金がかからない期間」を過ぎると自動更新されます。

自動更新後の契約期間は24ヵ月です。自動更新をご希望されない場合はNTT東日本へご連絡が必要となります。

詳しくはフレッツ公式ホームページの「サービスのお問い合わせ

(<https://flets.com/customer/contact.html>)」をご確認ください。

なお「解約金がかからない期間」以外での「フレッツ光」の解約は、

解約金【戸建て向けサービスの場合9,500円(税抜)、集合住宅向けサービスの場合1,500円(税抜)]がかかります。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

電話料金等払込受領証  
東日本ご利用分

ご請求先氏名  
伊藤 健太郎 様

お客様番号  
[REDACTED]

2019年 5月ご請求分  
金額(円)  
¥10,019-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3330111

領 取 日 附 印  
'19.5.22  
新潟市西 24371

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTT東日本ご利用分 8,929	5,200	フレッツ光利用料 (N・ファミリHS) 4月 1日～ 4月30日: お客 さまID [REDACTED]	合 算
	1,500	ひかり電話A (エース) 基本料 4月 1日～ 4月30日 電話番号 は025-282-7500	合 算
	500	ボイスワープ使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	200	複数チャネル使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	100	追加番号使用料 4月 1日～ 4月30日	合 算
	568	ひかり電話 (通話料) 4月 1日～ 4月30日 翌月への 繰越額は368円です。	合 算
	-568	ひかり電話A (エース) 定額料分通話 4月 1日～ 4月30日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。	合 算
	764	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 4月 1日～ 4月30日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料 4月 1日～ 4月30日 2番号分	合 算
	661	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTT東日本分 (小計) 8,939	8,939	(小計)	

※NTT東日本請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています  
 【料金問合せ受付時間】  
 午前9時～午後5時 土曜・日曜・祝日・年末年始 (12月29日～1月3日) は除きます  
 【ひかり電話ご利用のお客様へ】  
 ご利用の電話番号は本内訳書「ひかり電話 (基本料)」の「ご利用期間等のお知らせ」欄に表示されます

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するため  
 にご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会  
 から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

J20021111002 24371 23968 00 I

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇合計 10,019	10,019	合計  <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。 ○tabalポイントのお知らせ ご利用可能ポイントは [REDACTED] 今回獲得ポイントは [REDACTED] 今回ご利用ポイントは [REDACTED] 次回失効予定ポイントは [REDACTED]	

# 支出伝票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支出年度	平成31年度	整理番号 (項目別)	4
支出項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月17日		
支出年月日	令和元年5月28日		
支出金額	1,531 円		
支出先	東北電力		
使 途 内 容	電気料金		
備 考	4月利用分 8884円 × 10/29 = 3063円 3,063 円 × 1/2 = 1,531 円		

領収書貼付欄

(事務所費)

電気料金振替払込請求書兼受領証(振込金兼手数料受領書)

口座記号 番 号		加入者名 東北電力株式会社	
払込金額	¥ 8 8 8 4	658	
平成31年 4月分			
支払期日			
平成31年 5月20日	伊藤 健太郎様		
支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、原則として、年10%（1日あたり約0.99%）の延滞利息を、次回の電気料金に加算してご請求させていただきます。			
契約種別	金額 円	消費税率相当額	資料費
0 従量灯B	8884	658	136

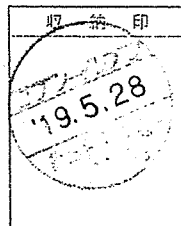
上記金額を受領いたしました。

**東北電力株式会社**  
 新潟 支店

金額を訂正したものの、収納印のないものは無効です。  
 また、小切手不渡りの場合も無効です。

(お客さま控)

収 入  
印 紙



本証により集金員が収納することはありせん。

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。

備考欄には按分率等を記入してください。

電気料金請求内訳書

014871

建太郎 様

平成 31年 4月分

ページ  
1/1

請求金額	消費税等相当額(再掲)
8,884円	658円

お客様番号							契約1	契約2	契約3	契約4
回数	営業所	市町村	町字	街区	住居	枝番	副KC	副KC	副KC	副KC

ご請求金額の内訳

契約1 ご契約内容 従量電灯B 40A  
 ご使用期間 平成31年 3月20日 ~ 平成31年 4月17日 (29日間)  
 ご使用量 297kWh  
 供給地点特定番号 [REDACTED]  
 検針日 平成31年 4月18日 次回検針日 平成31年 5月22日

ご請求金額	8,884円	燃料費調整単価	4月分 0円46銭	5月分 0円24銭
消費税等相当額(再掲)	658円	再エネ発電賦課金単価	2円90銭	2円95銭

[内訳]

基本料金	1,296円00銭
電力量料金	
1~120kWh	2,188円80銭
120kWh超過分	4,401円99銭
燃料費調整額	136円62銭
再エネ発電促進賦課金	861円

端数処理により内訳合計と請求金額が一致しない場合があります。  
 ご請求金額に含まれる託送料金相当額等の詳細は弊社HPをご覧ください。

東北電力株式会社	ご契約名義	ご使用場所
	伊藤 健太郎 様	新潟市中央区弁天橋通3丁目 6-9

F4169

## 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	5
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月30日		
支出年月日	令和元年5月28日		
支 出 金 額	2,447 円		
支 出 先	富士ゼロックス		
使 途 内 容	複合機カウンター代		
備 考	4月利用分 6384円×23/30=4894円 4,894 円 × 1/2 = 2,447 円		
領収書貼付欄 <span style="float: right;">(事務所費)</span>			

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

今回ご請求額 6,276円

富士ゼロックス新潟株式会社

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。  
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： [ ] 電話：0120-069-860

お支払約束日	2019年05月31日
お支払方法	お振込
金融機関名	[ ]
本・支店名	[ ]
預金種目/口座番号	[ ]
指定口座名	富士ゼロックス新潟株式会社

科金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2019/04/01-2019/04/30				5812
2 黒コピー	1カット以上	1111	4.00	4444	
3 フルカラー	1カット以上	76	18.00	1368	
4 ご使用合計		1187			
6 【代金/料金合計】					5812
7 【消費税および地方消費税(8%)】					464
8 【今回ご請求額】					6276
10 *ご利用機種/機械番号 DocuCentre-IV C2263 N PPS-4 [ ]	2019/04/01-2019/04/30				
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス)					
12 1 (78168) (77045) (0) (12)					
13 2 (13753) (13676) (0) (1)					
14 3 ( ) ( ) ( ) ( )					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

32100 20500 [ ] 0426 0C0  
A-003709 [ ] 510 1NK 0000 12202000

31備考：

MIF003



だいじょうぶササビ

お取引明細票

お取扱日	01-05-28	取扱店	269	号機NB	26 N	銀行番号		口座店		口座番号		通番	54	お取引内容	振込
			7							お取引金額	¥6,276	振込手数料	¥108	お取引後元帳残高	
ご案内 * お振込明細 * 0C0054 お振込先 [ ] 10:20 ご依頼人 株式会社イカタ(カ)ホシノ アキフミ 様 伊藤けんたろう 様 TEL025-282-7500 おつり ¥616															

※ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお金額へ  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(含消費税)を手数料明細帳のとおりお支払いいただいております。  
 ○ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用日の翌日にお取引口座からお支払いいただきます。  
 □お振込受付の必要がない場合は \*印で消してあります。  
 ※図のご案内をあわせてご覧ください。

注文請書



発注者(甲)  
伊藤けんたろう事務所 御中

注文番号 158D602268001

添付の契約条項にもつき以下のとおり注文をお願いします。

発行日 平成 27 年 6 月 7 日

受注者(乙)

所在地 新潟県新潟市中央区東大通1丁目2番23号  
社名 富士ゼロックス新潟株式会社  
役職名 営業統括部長  
氏名 笠原正

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目 契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約  
契約条件書番号: [ ]  
契約対象商品: DocuCentre-IV C2263 N PFS-4T  
機械番号: [ ]  
契約期間: 平成 27 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日まで  
開始メーターカウント:  
メーター1 50      メーター2      メーター3 100  
メーター4      メーター5      メーター6  
設置調整完了日(新規購入の場合): 平成 27 年 6 月 1 日  
初回締切日: 平成 27 年 6 月 30 日  
料金計算の締切日: 末日締  
支払日: 料金計算締切後翌月末日支払  
請求サイクル: 1ヵ月  
ミスコピー排除方法:

乙は、「テスト排除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	4.00	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	18.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			1,200(月額)

設置先等

\*設置先事業所:  
\*\*所在地: 新潟県新潟市中央区女池東1丁目5-11  
\*\*事業所名: 伊藤けんたろう事務所  
\*\*部課名:  
\*EP適用: (20.12.11)  
\*FAX番号: 025-282-7503

→ H31.4.1  
中央区糸ヶ樋通3丁目6-9

以下余白



- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、相手方から選択します。
- (1)乙所定の有料サービスパックを変更した上で本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
- (2)乙所定の有料料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
- (3)スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月前以上に甲に通知し、本契約を終了させることができます。甲は、相手方のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
- (1)甲がメーターカウントを導入した商品毎のメーター-連絡簿あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
- (2)甲の家賃にもとづき、乙が毎月初日のメーター-カウントを随時自動検針する方法
- コピー/プリントの量出は、表記記載の料金項目毎に記帳の外メーターを使用し算出します。各メーターの運用については、別途乙所定の書面によります。
- トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目毎に記帳の各モード料金の合計額とします。
- 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のために使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト免除後コピー/プリント数」といいます)。
- 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー-免除方法の記載に従い取り扱います。
- A2サイズのモノクロコピー/プリントは1コピー/プリントにつきメーターが2カウントアップします。
- 7面コピー/プリントは1枚につきメーターが1カウントアップし、裏面コピー/プリントは1枚につきメーターが1カウントアップします。
- 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービスパックが最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
- 契約期間または終了時において、商品の使用期間が表記記載の請求サイクルに満たない場合は、次のとおりとします。
- (1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
- (2)「請求サイクル」が複数ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに毎月枚数(請求サイクル)に応じて計算します。
- (3)表記記載のトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第6条 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
- 乙は本契約条件でトータルサービス料金および本契約にもとづきその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金で支払う義務を負います。
- 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利10%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 乙は商品が故障した場合、甲からの依頼にもとづき技術者による修理または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第8条 甲がトータルサービスを甲に提供する期間中は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
- 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れた場所において保守を提供する場合、甲はこの請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。
- 乙の技術者が保守原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
- 乙が整備した場合は甲の費用と責任において、商品に故障する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター-プログラム、データの障害等を調査します。
- 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
- (1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理-調整
- (2)誤操作、落下、電磁的妨害、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理-調整
- (3)商品以外の機械装置またはコンピューター-プログラム(コンピューター-ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理-調整
- (4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理-調整
- (5)商品が設置された場所の環境が商品に適合しないことにより発生する故障の修理-調整
- (6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理-調整
- (7)甲が勝手に設定した使用環境への取戻し時と異なる状態への復帰
- (8)高所作業、重負物の移動を伴う作業その他の危険作業
- 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に依頼する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は前らの提供義務を負うものではありません。
- 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体/本および適量設置の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペロペーパーについては、画像維持のために必要と認められた場合に乙が交換します。
- 第10条 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委任できます。
- 感光体および消耗品等の所有権は乙に帰し、甲はこれらを適量なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
- 第11条 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第12条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様と適合した用紙を使用します。
- 第13条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。
- 第14条 乙は1ヵ月前までに、甲が不利にならない場合は事前の書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。
- 第15条 甲または乙が本契約の解除を希望する場合、解除希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解除する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解除できます。
- 甲または乙が乙の各々のいずれかに該当した場合、債権の期限の利益を自動的に失い、相手方にその均現在負担する債務を即時履行します。
- (1)本契約条項の1つにても違反する事由が生じたとき
- (2)倒産、破産、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定四件その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
- (3)手形または小切手の不渡り、その他債務を著しく失信する事由が生じたとき
- 第16条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
- 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができません。
- 第17条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第18条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債の金額を即時支払います。
- 第19条 甲および乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。
- 第20条 甲および乙は、自ら反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等いう。)でないこと、反社会的勢力がなかったこと、反社会的勢力が反社会的勢力の構成員等として相手方の名称、信用を毀損もしくは業務の妨害を行ったりは不当な要求を行わないこと、自己の主要な出資先または役員が反社会的勢力の構成員でないことを要請し、保証します。
- 甲および乙は、前項の規定を、自己の発覚および自己の関連先にも順守させるよう努力するものとします。
- 甲および乙は、前2項に対する違反が発見した場合、すみやかにこれを是正するものと、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
- 甲および乙は、相手方が前3項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
- 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第21条 本契約に関する訴訟は、乙の本居所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に異議が生じた場合、協議にもとづき結実しその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EP の利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という。) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を持たない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙製の通信装置 (「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」) の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EP の種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウンターの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウンにもとづく料金の請求	・「機械」の各種メーターカウンタ値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」	(3) 「機械」のリモート保守 (4) 消耗品の配送 (5) 「機械」の品質改善	・「機械」の各種メーターカウンタ値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報
EP-BB	(6) 乙から甲に対する各種提案	・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (「EP 通信装置」の貸与)

乙は、「EP-DX」機能を持たない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与します。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
  - ① 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
  - ② 設置・維持に必要な電気工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願い

1. 「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」(以下、「本機械」といいます) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- ① 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本機械」または「本機械」の無線装置部分から 22cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- ② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本機械」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本機械」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- ③ 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
  - ・手術室、集中治療室 (ICU)、冠状動脈疾患監視病室 (CCU) には「本機械」を持ち込まないでください。
  - ・病棟内では、「本機械」を使用しないでください。
  - ・ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本機械」を使用しないでください。
  - ・医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- ④ 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本機械」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した機械と弊社システムがデータ通信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了すると、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、または  
リモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

以上

## 支 出 伝 票

会 派 名	新市民クラブ	議員名	伊藤健太郎
支 出 年 度	平成31年度	整理番号 (項目別)	6
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費 <input type="checkbox"/> 研修費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費 <input type="checkbox"/> 人件費		
実施年月日	平成31年4月8日 から 平成31年4月30日		
支出年月日	令和元年5月28日		
支 出 金 額	4,264 円		
支 出 先	日青堂		
使 途 内 容	備品レンタル代		
備 考	4月利用分 11124円×23/30=8528円 8,528 円 × 1/2 = 4,264 円		
領収書貼付欄	(事務所費)		

※領収書及び内容を証する書類を添付してください。  
 備考欄には按分率等を記入してください。

請求書

No. 00090790

請求日:平成 31 年 4 月 30 日 〒950-0863  
新潟市東区御幸町1丁目848番地11

伊藤健太郎

様

株式会社 同青堂  
代表取締役 青柳  
TEL (025) 273-112  
FAX (025) 274-8171

下記のとおりご請求申し上げます。

納品先:

行	品名	品番	数量(単位)	税抜単価	税抜金額
1	OA 両袖デスク 1400*700*700		1 台	2,000	2,000
2	OA 片袖デスク 1200*700*700		1 台	1,500	1,500
3	事務用回転椅子 布張		3 台	900	2,700
4	明光商会 シュレッダー		1 台	4,000	4,000
備考	2019.4月分			税抜合計	10,200
				消費税及び 地方消費税	816
	営業担当	受注担当	起票担当	指定伝票 無	税込合計
					11,016

<お振込先>

\*

※ 第四銀行

たけふりやのり

お取引明細票

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
01-05-28	269	26	N				51	振込
1	1	1	2	4		お取引金額	お取引後元振残高	
						¥11,016	¥108	
ご案内 * お振込明細 * 0C0051 お振込先 (カ)ニッセイトウ 様 ご依頼人 トウケンタロウ 様 TEL								
								10:14
								印紙税申告 付につき新潟 税務課承認

毎度ご利用いただきありがとうございます。お取引の明細は上記のとおりでございます。  
 ●ご利用のお客様へ  
 ○ご利用の日および時間により当行所定の手数料(当消費税)を手数料明細表のとおり  
 お支払いいただいております。  
 ※ただしキャッシングサービスの場合は、ご利用日の決済日にお取引口座からお支払い  
 いただきます。  
 印紙税納付の必要がない場合は \*印で済ませております。  
 該回のご案内をあわせてご覧ください。

※ 株式会社日青堂様は  
長期リースの場合、見積書で  
月額はお出しませんが、契約書は作成  
しないとのこと。

# 御 見 積 書

平成31年3月27日

伊藤健太郎

様

下記の通りお見積り申し上げます。

受渡期日:平成 年 月 日

受渡場所 4月分レンタル料金

取引方法

有効期限:平成 年 月 日

**NISSEI-DO**

オフィス用品総合商社

株式会社 **日青堂**

代表取締役

青柳早苗

本社 新潟市東区卸新町2丁目848-11

TEL(025)273-1121

FAX(025)274-8171

長岡店 (0258)46-9155

部課長	担当者
-----	-----

合計金額 **¥11,016**

品名	規格	数量	単価	金額	標準価格
1 OAデスク 両袖1400×700×700		1 台	2,000	2,000	
2 OAデスク 片袖1200×700×700		1 台	1,500	1,500	
3 事務用回転椅子 布張		3 台	900	2,700	
4 明光シュレッダー		1 台	4,000	4,000	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
			小計	10,200	
			消費税額	816	8%
			合計	11,016	